長崎	0.984
熊本	0.986
大分	0.986
宮崎	0.987
鹿児島	0.978
沖縄	0.955

	0.941
	0.953
	0.947
	0.951
	0.940
	0.897

	0.993
	0.997
	0.993
	0.999
	0.997
	0.966

	0.806
	1.477
	1.008

別表第十の三

自動車取得税に係る率（第27条の２関係）

都道府県	率
北海道	1.194
青森	0.998
岩手	0.985
宮城	0.903
秋田	0.958
山形	0.817
福島	0.975
茨城	0.919
栃木	0.959
群馬	0.910
埼玉	1.125
千葉	1.013
東京	1.598
神奈川	1.274
新潟	0.898
富山	0.872
石川	0.943
福井	0.897
山梨	0.958
長野	0.937
岐阜	0.961
静岡	0.876
愛知	1.021
三重	0.899
滋賀	0.855
京都	1.030
大阪	1.130
兵庫	1.054
奈良	0.953
和歌山	0.873
鳥取	0.783
島根	0.694
岡山	0.803
広島	0.875
山口	0.792
徳島	0.798
香川	0.768
愛媛	0.802
高知	0.741
福岡	0.911
佐賀	0.733
長崎	0.726
熊本	0.726
大分	0.750
宮崎	0.711
鹿児島	0.703
沖縄	0.436

別表第十一

軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率（第28条、第38条関係）

都道府県及び指定都市	率
北海道	0.934
青森	0.952
岩手	0.988
宮城	1.013
秋田	0.953
山形	0.956
福島	0.994
茨城	0.969
栃木	0.952
群馬	0.952
埼玉	0.960
千葉	0.968
東京	0.926
神奈川	0.957
新潟	0.952
富山	0.946
石川	0.953
福井	0.970
山梨	0.959
長野	0.973
岐阜	0.958
静岡	0.973
愛知	0.966
三重	0.948
滋賀	0.929
京都	0.934
大阪	0.916
兵庫	0.959
奈良	0.953
和歌山	0.934
鳥取	0.929
島根	0.948
岡山	0.966
広島	0.973
山口	0.935
徳島	0.951
香川	0.956
愛媛	0.945
高知	0.941
福岡	0.935
佐賀	0.958
長崎	0.937
熊本	0.927
大分	0.941
宮崎	0.945
鹿児島	0.920
沖縄	0.937
	0.944
札幌	0.926
仙台	0.972
さいたま	0.958
千葉	0.958
横浜	0.946
川崎	0.940
新潟	0.948
静岡	0.969
浜松	0.955
名古屋	0.959
京都	0.952
大阪	0.972
堺	0.975
神戸	0.958
岡山	0.971
広島	0.948
北九州	0.954
福岡	0.958

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の普通交付税から適用する。

2　平成二十四年度に限り、改正後の第五条第一項の規定の適用については、同項の表第四十号中「繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る」とあるのは、「地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第二十三条の九に規定する繰上償還に係る地方債については当該繰上償還が行われないものとして算定した」とする。